

蒲郡市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等の形状及び色彩は、別図に定めるとおりとする。

(申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ使用目的等を記載した蒲郡市制70周年記念ロゴマーク等使用承認申請書（第1号様式）に必要な資料を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 蒲郡市制70周年記念事業として蒲郡市制70周年記念事業冠付けに関する取扱要綱（令和6年 月 日施行）の規定による冠付けの承認を受けたとき。
- (2) 市が使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的に使用するとき。
- (5) その他市長が申請を要しないと認めたとき。

(使用承認審査)

第4条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治団体若しくは宗教及び宗派を支持し、又は反対する意図があると認められるとき。
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 営利又は商業宣伝のみを目的とするとき。
- (5) 暴力団等と関係があり、又はそのおそれのあるとき。
- (6) その他ロゴマーク等の使用が著しく不相当と認めたとき。

(承認)

第5条 市長は、前条の審査により使用の承認又は不承認を決定し、蒲郡市制70

周年記念ロゴマーク等使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（使用期限）

第6条 ロゴマーク等の使用期限は、使用承認を受けた日から令和7年3月31日までとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第5条第1項による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に当たり、本来の意匠との同一性を損なわないようにすること。
- (2) 申請書に記載された使用目的に限ること。
- (3) ロゴマーク等を使用した物品を有料で販売するときは、ロゴマーク等を使用する前の価格又は類似の既製品の価格と同額以下の額で販売すること。
- (4) ロゴマーク等を使用した物品に商標登録等を行わないこと。

（報告義務）

第8条 市長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（使用内容の変更）

第9条 使用者は、使用内容を変更するときは、あらかじめ市長に報告し、承認を受けなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者がこの要綱に違反してロゴマーク等の使用を行っている
と判断したときは、使用の承認を取り消すことができる。

- 2 使用の承認を取り消された使用者は、承認を取り消す通知があった日以後はロゴマーク等を使用した物品を使用することができない。
- 3 使用の承認の取消しにより使用者に生じる経費は、使用者が負担するものとし、第三者に損賠賠償、訴訟費用その他の費用が生じたときは、使用者はその費用を負担しなければならない。

（紛争の解決）

第11条 使用者は、第5条第1項に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第12条 ロゴマーク等を使用した物品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者がロゴマーク等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(所管)

第14条 ロゴマーク等の使用に係る事務は、蒲郡市企画政策課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）

基本形



モノトーン



文字（例）

愛し 愛され 蒲郡

蒲郡市制 70 周年

- 注) 1 デザインを変更して使用しないこと
(拡大・縮小は可)。
2 文字のデザインは必要に応じて変更可能であること。
3 上記にない使用をするときは、あらかじめ許可を得ること。